

(郡山市教育研修センター条例の一部改正)

第60条 郡山市教育研修センター条例(平成31年郡山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第4条、第11条関係)							別表(第4条、第11条関係)						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大規模研修室	6,300円	6,300円	6,300円	12,600円	12,600円	(略)	大規模研修室	5,100円	7,400円	9,800円	11,500円	15,500円	(略)
201研修室	2,100円	2,100円	/	4,200円	/	/	201研修室	1,400円	2,000円	/	3,100円	/	/
202研修室	1,500円	1,500円		3,000円			202研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
203研修室	1,500円	1,500円		3,000円			203研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
301研修室	2,100円	2,100円		4,200円			301研修室	1,400円	2,000円		3,100円		
302研修室	1,500円	1,500円		3,000円			302研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
303研修室	1,500円	1,500円		3,000円			303研修室	1,000円	1,400円		2,200円		
304研修室	2,100円	2,100円		4,200円			304研修室	2,000円	2,800円		4,500円		
備考							備考						
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							備考 冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、使用料の100分の20(大規模研修室を除く。)の額を加算する。						
2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。													